

第4節 消防団活動計画

1 団員の動員及び部隊編成

(1) 団員の動員、参集

ア 団長は特別配備体制が発令されたとき、第2章第5節「動員及び参集」に基づき団員の動員を図るものとする。

イ 団員の参集

(ア) 動員命令を覚知した団員は、原則として所属分団詰所に参集する。

(イ) 服装は、災害活動に適したものとする。

(2) 部隊編成

災害応急活動時の消防団車両の部隊編成は、1箇分団あたり指揮者以下5人の出場隊員数とする。なお、災害状況により徒歩隊を編成する。

2 災害応急活動

消防団の災害応急活動は次のとおりとする。

(1) 活動の基本

ア 災害応急活動の実施に当たっては、受令機等の無線機を使用し、積極的に災害の状況を把握すること。

イ 消防団員に与えられた任務を有効に果たすため、活動の範囲を受持区域優先とする。

(2) 活動要領

災害発生時には、速やかに出場し、人命の安全確保を基本として、消防隊等との連携のもとに全機能を集結して活動するものとする。